

訪問リハビリテーション 加算料金表 (介護保険)

2021年4月～

加算料金 (介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	¥180	¥360	¥540	／月
医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が協働し、リハビリテーション実施計画を利用者・その家族に理学療法士等から説明、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合。				
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	¥213	¥426	¥639	／月
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。				
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	¥450	¥900	¥1,350	／月
医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が協働し、リハビリテーション実施計画を利用者・その家族に医師から説明、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合。				
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	¥483	¥966	¥1,449	／月
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。				
短期集中リハビリテーション加算	¥200	¥400	¥600	／日
退院・退所日又は要介護認定を受けた日から1月を超え3月以内にリハビリテーションを実施した場合加算				
サービス提供体制強化加算 I (20分につき)	¥6	¥12	¥18	／20分
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
移行支援加算	¥17	¥34	¥51	／日
訪問リハビリテーションの利用を終了した方が通所介護等に移行した割合が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算。				
当施設の医師がリハビリ計画の作成に係る診察を行わなかった場合	¥-50	¥-100	¥-150	／20分